

# シニア産業カウンセラー試験について

試験部

現行のシニア産業カウンセラー試験（以下、シニア試験）の実施スケジュールは以下のとおりです。なお、受験資格となるシニアコース講座は 2016 年度までの開講となります。

## ● 講座および試験の実施スケジュール

年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
シニアコース講座	開講	開講	開講		
シニア試験	実施	実施	実施	実施 *1	実施 *1

(\*1 2013 年 3 月末時点で、シニア試験の受験資格を有する方は受験できません)

### 2013 年 3 月末時点での受験資格の有無により、シニア試験の受験年度が異なります。

#### 1. 【2013 年 3 月末時点で、シニア試験の受験資格を有する方】

2016 年度までシニア試験を受験することができます。

2016 年度までにシニア産業カウンセラー資格の取得ができない場合は、2017 年度からの新シニア試験を受験してください。（新シニア育成講座の受講が必要です）

#### 2. 【2013 年 3 月末時点で、シニアコース講座受講中でシニア試験の受験資格がない方】

2018 年度まで現行のシニア試験を受験することができます。

2018 年度までにシニア産業カウンセラー資格の取得ができない場合は、2019 年度からの新シニア試験を受験してください。（新シニア育成講座の受講が必要です）

なお、2017 年度から新シニア試験を受験しようとする場合、2014 年度～2016 年度のシニア試験は受験できません。（会報 1 月号別冊をご参照ください）

シニア産業カウンセラーの受験資格移行について、協会ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。<http://www.counselor.or.jp/pdfs/131218faq.pdf>

ホームページの掲載内容を書面でご希望の場合は、試験部までご連絡をお願いいたします。

(試験部：03-3438-4568 平日 9:00～17:00)

## 参考【シニア産業カウンセラー試験受験資格】

- ① 産業カウンセラーの資格を有し、大学院研究科において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を冠する専攻の修了者であって、協会が定める必要単位を取得している者（別途審査あり。詳細は協会ホームページ参照）
- ② 産業カウンセラー試験合格後 3 年が経過している者であって、協会若しくは協会が他に委託して行う産業カウンセリングの学識及び技能の向上を図るための講座、又は協会がこれと同等以上の水準にあるものとして指定した講座を修了している者

上記②に該当する講座は、平成 16 年度までの向上訓練、平成 17 年度からのシニアコース講座のみです。2014 年度から開講する「新シニア育成講座」は該当しませんのでご注意ください。